令和2年第1回泉南市議会定例会議案補助資料 新旧対照表

資料 一覧表

(令和2年3月4日提出)

童	義	案	件名	
種	類	番号		ページ
議	案	4	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議	案	5	職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	7
議	案	6	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	9
議	案	7	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	11
議	案	8	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	13

改正前

(印鑑登録の資格)

(印鑑登録の資格)

第2条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を 受けることができない。
- (1) (略)
- (2) 成年被後見人

(登録印鑑の制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑の登録)

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印 影のほか、当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載<u>(法第6条第3項の</u>規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

 $(4)\sim(8)$ (略)

第2条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を 受けることができない。

改正後

- (1) (略)
- (2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

(登録印鑑の制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑の登録)

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印 影のほか、当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

 $(4)\sim(8)$ (略)

		6
改正前	改正後	l
2 (略)	2 (略)	

議案第5号補助資料 職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条 (略)	第2条 (略)
	2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓につ
	いては、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができ
	<u>る。</u>

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後	
(補償基礎額)	(補償基礎額)	
第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該	第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該	
各号に掲げる額とする。	各号に掲げる額とする。	
(1)~(4) (略)	$(1)\sim(4)$ (略)	
	(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により	
	実施機関が市長と協議して定める額	
(期間の計算)	(期間の計算)	
第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については民法	第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については民法	
の期間の計算に関する規定を準用する。	<u>(明治29年法律第89号)</u> の期間の計算に関する規定を準用する。	

議案第6号補助資料 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後		
別表(第1条関係)		 別表(第1条関係)		
区分	報酬額	区分	報酬額	
(略)		(略)		
農地利用最適化推進委員	年額 120,000円	農地利用最適化推進委員	年額 120,000円	
選挙長	日額 13,500円	選挙長	H# 10 500 H	
開票管理者	日額 12,500円	立候補受付等選挙会	日額 13,500円 一選挙 13,500円	
投票所の投票管理者	日額 12,500円	開票管理者	一選挙 12,500円	
投票所の投票立会人		投票所の投票管理者		
(略)		職務時間が7時間を超える者 職務時間が7時間以下の者	日額 12,500円 日額 6,250円	
立会時間が7時間以下の者	日額 5,750円	投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票管理者	日額 11,500円	(昭各)		
期日前投票所の投票立会人		立会時間が7時間以下の者	日額 5,750円	
(略)		期日前投票所の投票管理者 職務時間が6時間を超える者 職務時間が6時間以下の者	日額 11,500円 日額 5,750円	
		期日前投票所の投票立会人		
		(暗答)		

と読み替えるものとする。

額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について

準用する。この場合において、第2項中「27,315円」とあるのは、「52,809円」

改正前	改正後		
(保険料率)	(保険料率)		
第2条 (略)	第2条 (略)		
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元</u>		
年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわら	<u>年度</u> から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわら		
ず、 <u>27,315円</u> とする。	ず、 <u>21,852円</u> とする。		
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額		
賦課に係る <u>平成31年度</u> から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率について準	賦課に係る <u>令和元年度</u> から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率について準		
用する。この場合において、前項中「 <u>27,315円</u> 」とあるのは、「 <u>38,241円</u> 」と読	用する。この場合において、前項中「 <u>21,852円</u> 」とあるのは、「 <u>29,136円</u> 」と読		
み替えるものとする。	み替えるものとする。		
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減		

と読み替えるものとする。

額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について

準用する。この場合において、第2項中「21,852円」とあるのは、「50,988円」

改正前

(普通徴収に係る保険料の納期)

(順久)

第38条 (略)

(普通徴収に係る保険料の納期)

2 (略)

(保険料の減額)

第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎 賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を 減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、 その額)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に280,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額

2 (略)

第38条 (略)

3 納期ごとの納付額に100円未満の端数があるとき又はその納付額が100円未満で あるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期(保険料の額に変更 があった場合にあっては、当該変更後の最初の納期)に係る納付額に合算するも のとする。

改正後

(保険料の減額)

第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎 賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を 減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、 その額)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額 に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が 発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額

	1 !
改正前	改正後
を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の	を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の
者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課	者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課
額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲	額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲
げる額とを合算した額	げる額とを合算した額
ア・イ (略)	ア・イ (略)
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)